

均田法における受田と賦課に関する一考察

——敦煌計帳戸籍の受田缺少と丁男の位置——

西村元佑

【要約】均田制時代の敦煌戸籍において口分田受田率の低いことはかねてより指摘されているが、最近戸籍の受田記事を集計した結果、班田の主対象である丁男を含む課戸の口分田受田率が一体に低く、また衛士戸の受田率の低いことがわかった。これは一見不可解な事実であるが、これによって辺境地帯の兵役重徴と口分田耕作との両立しがたいこと、さらに基本的に律令制的人民支配形体がなによりも人身支配を優先している事態に想到し、したがって均田制の班田を単なる定額の土地給与と考えること自体が皮相的な見解で、國家の貫徹する人身支配をうけいれた残りの労働力がわずかに受田の私的経営への投入を許されたという前提のもとに、各戸の受田造営もはじめて可能であったことが考えられる。かくして均田制度を虚構の制度とすることはできないが、國家の直接人身支配の厳しさを媒介した土地制度であることを深く認識すべきであろう。

史林 五〇巻二号 一九六七年三月

均田制度における税役負担体系の研究は、その大綱において、すでに明確な解決点に到達していると思われる。

ところがその土地制度は不明確な点があり、ことに史書に記載された均田法規と西魏・唐代の敦煌戸籍等にみえる受田の実体との間に存在する矛盾については、これまでにたびたび究明が行われたにもかかわらず、まだ解決点に達していない状態である。最近、大谷探検隊将来の唐代土魯番

における均田制関係古文書の総合研究がなされ、均田制度の重大問題であった班田収授の事実が実証されたことは、画期的な収穫であった。しかし土魯番は唐代中国においては特殊な地域に属し、したがって土魯番古文書研究の成果を敦煌戸籍その他均田制度全般の問題解明にそのままあてはめられるかどうかについては慎重な態度が必要である。ただ土魯番古文書の研究成果や北朝西魏時代の敦煌計帳様

文書の研究成果など最近における一連の研究業績を総合して均田制度を給付面(土地制度)と賦課面(税役制度)の両方から検討し、そこになんらかの解決の手懸を得ようと試みることは無意義ではなからう。このような観点からわたくしは従来均田制度の虚構性をしめすものとして取り上げられた唐代敦煌戸籍の受田状況と、さらに西魏計帳様文書の受田状況とを分析しつつ、いわゆる「均田制度の虚構性」に再検討を試みることにする。ただ直接資料の不足と問題の特殊性のため正史その他の官撰史料による多角的な側面的論証をえがたいことが残念であり、また全般の考察にあたって幾分推測をまじえねばならなかった点もあるが、拙論が敦煌戸籍の受田内容の疑問解明への一試論となりうれば幸甚である。諸賢の御高教を期待してやまない。

一、北朝・唐における敦煌計帳・

戸籍の受田内容とその問題点

まず北朝時代における西魏文書の受田内容から考察する。同文書にはA・B兩種が存在するから、A種文書から着手しよう。文書の記載事項復載に代えて、つぎに受田内容に

関する必要事項を表示しよう。

天 富	叩 延	口 広生		羅 門		其 天婆		侯 老生		劉 文成		戸 主名				
		息 婢	妻 主	牛	牛	妻	主	息 男	妻 主	妻	主	種 別	受 田 口	戸 内		
5	10	5	10	5	10		5	10	10	5	10	5	10	應 受 已 受	麻 田	田 種 別 受 田 内 容
5	10	(5)	(10)	5	10		5	10	10	5	10	5	10			
10	20	10	20	10	20	20	20	10	20	20	10	20	20	應 受 已 受	正 田	宅 園
0	10	(0)	(11)	0	0	5	20	10	20	8	10	20	0	20		
														宅	園	應 受 已 受 対 比 (充●不×)
	1				1				1				1	麻 田	田 正	
●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			
×	×	×	×	×	×	×			×		×		×			
-10	-10	-19	-10	-20		-15	●	●	●		-12	●	●			

王皮乱	戸主	5	10	5	10	10	20	0	7	1	●	●	×	×	-10-13
妻															

(表中、数字に括弧をつけたものは推定畝数である。)

本文書はいわゆる麻郷に属するものである。右によると、各戸において麻田はすべて充足されている。桑田の場合も右と同一の原則がまもられていた可能性は十分にありうる。これにたいし露田は、この文書の応受田記載によると定額

の半分になっている。これは北魏均田法第一一条の狭郷規定に準拠したものと思われるが、実際の已受田は規定応受分の五二パーセントにとどまっている。またB種文書の末尾にみえる受田集計記事には、三三戸の受田内容を足・三分未足・二分未足・一分未足・無田の五つのグループにわけて集計している。つぎに記載内容を表示しよう。

田分類	受田内容	戸数	受田者	応		受		已		受						
				麻	正園計	麻	正園計	受田率	正園	受田率	園	受田率	計			
足	老小 牛	六	一六	三〇	六〇	二〇	六	一一六	三〇	一〇〇%	八〇	一〇〇%	六	一〇〇%	一一六	
三分未足	六丁男 丁女 牛	六一	一一九	一一〇	二二〇	四五	九〇	六	五三一	一三五	八七%	二五〇	六七・五%	六	一〇〇%	三九一
二分未足	一三丁男 老丁女 婢	一三一	一八一	一八〇	三六〇	一五〇	一〇	一三	八四八	二五〇	九六%	一七〇	三〇%	一三	一〇〇%	四三三
一分未足	七丁男 丁女	三八	一六八	八〇	一六〇	四〇	七	三三七	?	(八〇%)	?	(〇・〇七七%)	七	一〇〇%	一一二	
無田	一老女	一	一	五	一〇	一〇	一五	一五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

記載内容では六畝不足

右表によってみると、第一グループの癡老中小戸主の六戸が麻・正・耕牛ともに一〇〇パーセントの受田率であるのをぞいて、第二グループ、三分未足の六戸は麻田八七パーセント、正田六七・五パーセント。第三グループ、二分未足の一三戸は麻田九六パーセント、正田三〇パーセント。第四グループ、一分未足の七戸は麻・正ともに受田内容不明であるが、A種文書の麻田受田率一〇〇パーセントやB種文書の他のグループ(第五グループの無田を特殊事例として除外する。その理由は後述)の麻田已受率が九〇パーセントの高率をしめしており、また全般的に已受率の高い三分未足の場合よりも、さらに已受率の低い二分未足の場合において、麻田がさらに高率をしめしていることは、麻田の已受率が麻・正両者の総合的な已受率とは一応無関係に、別個の意図によって故意に高められているものと考えられ

る可能性が強い。したがって一分未足の場合のように、とくに総合的已受率の低い場合においても、麻田受田率が低かったとは考えがたい。むしろ他の例に徴して同等に高率であったと考えられる可能性が十分にあるから、かりに一分未足グループの麻田受田率をとくに低くみつもって八〇パーセントと仮定しても、正田のそれはわずかに〇・〇七七パーセントの低率となる。

かくしてA・B両文書を通じてみられる受田の性格は、総合的受田率の高低にかかわらず、全般を通じて麻田の受田率が恒常的に高く、これにたいし正田のそれは不安定で、各戸における高低の較差がいちじるしいところに特徴がある。この事實は西魏のみならず、唐代戸籍においても同様である。つぎにこれを表示しよう。

文書種類	戸主名		受田口		応受田額		已受田額				受田率		備考		
	戸内位置	戸主	丁中	身分その他	永業口分	園宅計	永業受田率	口分受田率	園宅受田率	受田買田計	受田率	受田率			
大足元年戸籍 P 三六六九	不明	戸主	?	?	二〇	三〇	二〇	三〇	一	八二	二〇	三〇	一	二八三五	未受田記事に誤あり
常習才	戸主	丁	?	?	二〇	八〇	一	一三二	一七	八五	〇	〇	一	一〇〇	一八一四

P 天寶三載戸籍 Pチベット語	開元戸籍受田率	開元一〇年戸籍 P 三八九八	S 開元初期戸籍 五九五〇	開元四年戸籍 所屬不明	開元前戸籍 受田率	P 先天二年戸籍 P 二八二二	P 武后朝戸籍 P 二六八四	P 武后初期戸籍 P 三五五七	
張奴奴	不明	郭玄昉	不明	董思勳		不明	王万寿	郎寿々	張玄均
戸主老	?	男戸主 丁丁丁 衛士	戸主 丁?	母寡 丁 殘疾		戸主 丁?	? 戸主 丁老? ?	弟妻 戸主 丁	母寡 弟 母 戸主 丁 上柱園子
二〇 三〇 二 八二	?	二〇 二〇 二〇 八〇 一 二〇	二〇 八〇 二?	二〇 八〇 三〇 一一三		二〇 八〇 一 一一〇	二〇 二〇 八〇 三〇 一 一五一	二〇 八〇 三〇 一一三	二〇 三〇 八〇 一一三 一一三
二〇 一〇〇 〇 〇 〇 二一〇〇	八三 二九・二	二〇 五〇 〇 〇 一一〇〇	二〇 一〇〇 七〇 八七・五 〇 〇	二〇 一〇〇 八〇 七三 〇 〇	九七 一四	二〇 一〇〇 一六 二〇 〇 〇	二〇 一〇〇 三〇 二七 〇 一一〇〇	二〇 一〇〇 二三 二一 〇 〇	四〇 一〇〇 三五 一八・四 〇 〇
二二 二七 一〇冊一九一頁	二八 二七 一〇冊一九一頁	二二 一〇 一〇冊一八六頁	九〇 九〇 一〇冊一九三頁	二八 二二	二八	三六 三五 永業記事に疑あり	五〇 三三 口分記事一〇畝不足	四四 三四 東洋文化紀要第一〇冊一八〇頁	七五 三二

均田法における受田と賦課に関する一考察（西村）

紙背 一六三		天寶六載戸籍 P 二五九二	鄭恩養 戸主 丁 寡	三〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
曹恩礼	戸主 丁 隊副	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
亡兄弟	亡兄弟 丁 上柱園子	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
亡弟妻	亡弟妻 寡	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
劉智新	戸主 丁	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
祖母	祖母 寡	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
母	母 寡	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
陰承光	戸主 丁	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
婆	婆 寡	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
徐庭芝	戸主 中	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
弟	弟 丁	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
母	母 寡	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
程思楚	戸主 丁 衛士武騎尉	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
弟	弟 丁 衛士	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
程什住	弟 丁 翊衛	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
弟	弟 丁 上柱園子	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
程仁貞	弟 丁 翊衛	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
程大忠	弟 老 上柱園	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
程大慶	弟 老 武騎尉	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三
程智意	弟 老 衛士飛騎尉	二〇	二〇	八〇	四〇 一〇〇 四七 三〇 二五〇 一一〇 四三

り 受田記事に疑あ

り 戸口記事に疑あ

大曆四年手実										天宝戸籍受田率	S 五一四
娘令	進令	朝令	安大	安游	索思	宋二	張可	趙大本	卓德	仙令	杜懷
子狐	堯狐	俊狐	忠	景	礼	娘	会	本	意	尚狐	奉狐
母	戶主	母	戶主	戶主	戶主	戶主	母	戶主	戶主	戶主	戶主
寡	亡叔男	寡	中	丁	男	寡	中女	老	弟	丁	中女
	廢疾			上柱園	上柱園			別將	中	上柱園	
	上柱園								寡	亡兄男	亡兄男
									丁	丁	丁
									武騎尉	衛士武騎尉	衛士武騎尉
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	八〇	八〇	八〇	三〇	三〇	八〇	八〇	三〇	八〇	三〇
一	二	一	二	一	三	一	一	三	一	五	一
八一	(二〇九)	一三一	一〇二	一〇二	一五三	五一	八一	四五三	(一六二)	三四	五一
二〇	(四〇〇)	二〇	二〇	二〇	四〇	〇	二〇	八九	二〇	四〇	六〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	八九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九	(八六二)	一八	二	三	(二〇〇)	一六七	二五	〇	(三三)	七	一六
三三	二七	一六	一五	〇	一五二	〇	四二	〇	七三	〇	〇
〇	一	〇	一	一	三	〇	一	一	(一〇〇)	〇	二
〇	一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	四二	三三	〇	〇	四〇
三九	一〇三	三八	三三	三	三三	〇	四六	九〇	四三	一〇	七八
四八	二三	二八	三二	二八	一六〇	〇	五七	一九	(四三)	二四	一〇六
									八四		
									記		
									事		
									に		
									疑		
									あり		
									戸		
									口		
									およ		
									び		
									受		
									田		

大暦手実受田率	索仁亮	戸主 丁 別將	二〇	八〇	二	三三三	六〇	一〇〇	四三	一六〇	〇	一〇三三
	亡兄男 丁 品子	二〇	八〇									
	亡兄男 丁 品子	二〇	八〇									
	亡兄妻 寡	三〇	三〇									
	索如玉	戸主 丁 別將上柱圍	二〇	八〇	一	一〇一	二〇	一〇〇	二	〇・三五	〇	二二二二
	楊日晟	戸主 丁	二〇	八〇	一	一〇一	二〇	一〇〇	四一	五〇	一	二二二二
	李大娘	戸主 寡	二〇	八〇	一	一〇一	二〇	一〇〇	三一	一〇〇	〇	二二二二
	樊黒頭	戸主 丁	二〇	八〇	一	一〇一	二〇	一〇〇	五九	一	二五	五九二七買田が応受を越
	唐元欽	戸主 老	二〇	三〇	一	一〇一	四〇	一〇〇	三八	二七・五	一	四三三三克
	亡兄妻 寡	二〇	三〇				五〇	〇		四五	〇	九〇六〇
	亡兄男 丁	二〇	八〇				〇	〇			〇	
	九九・三	四七・六	五二・六									
	五二・六											

備考

一、唐天宝以前の戸籍で備考欄に特記しないものは、すべて那波利貞博士発表のもの。

二、唐大暦四年手実は池田温氏発表のもの。

三、備考欄に東洋文化紀要と記入したものは山本達郎博士発表のもの。

付言

一、数字に括弧を付したものは、事実上受田されているが、法規と合わないもの。

二、戸籍記事中で受田内容不明のものは除去した。

三、ここに掲載したものは敦煌のものばかりで土魯番のものは除外した。土魯番では永業田が応受の五〇パーセント以下で、口分田は全然給付されていない。

四、勅官の応受額などは計算にいれず、すべて白丁として計算した。

五、ここに揭示した戸籍は公表されたもののほかに昭和三十五年十一月六日東大史学会で山本教授の発表されたもの(敦煌発見オルデンブルグ及びペリオ将来戸制田制関係文書十種)は含んでいないが、それを加えても論旨に変化はない。

右の唐代戸籍を通じてみたところでは、永業田の受田率 通じて、桑麻永業田の給授率はとくに高いが、露田・口分

が一〇〇パーセントにちかく、これにたいし口分田は三〇 田の給授率のほうは全般的に低く、また戸別較差がいちじ

パーセント以下の受田率である。かくして西魏・唐両者を るしい点が共通的に顕著である。これは西魏と唐の受田内

容に共有の事態で、ひいては均田制度全般にも共通の現象であったのではなからうか。

そこでつぎに露田・口分田の受田内容のみを分析検討すると、西魏の場合、(一)正田の受田率は、上は一〇〇パーセントの已受率から下はほとんどゼロにちかいかい已受率におよんでいるが、これを戸の内容によって分類すると、七戸の老小戸の正田已受率は一〇〇パーセントであるが、二分未足のなかに癯老戸一をふくみ、その正田已受率は約三〇パーセントとみられるから、B種文書にあらわれた老小戸の正田已受率がすべて高かったとはいえないが、この文書にみえるかぎりにおいては老小要保護戸の正田受田率が総体的に高かったとみとめねばならない。しかし無田の老女戸が一戸あるから、これをどう理解するかが一つの問題として残されるが、無田の老女は魏書食貨志に

孤獨癯老篤疾貧窮不能自存者、三長内送養食之。

とあり、おそらく共同体的庇護のなかに包摂されたものとみられる。(二)つぎに圧倒的多数をしめる丁戸の正田受田率は概して低く、第二グループ三分未足の丁戸六は正田六七・五パーセント、第三グループ二分未足の丁戸一二(癯

老戸一をのぞく)は正田三〇パーセント、第四グループ二分未足の丁戸七は正田〇・〇七パーセントで、西魏文書における丁戸の全般的な受田率は平均三二パーセント程度になる。この事実は西魏文書のみならず唐戸籍においても共通の現象で、全体を通じて丁中戸の口分田受田率は平均二五・四三パーセントであるにたいし、老小戸は五一・八パーセント、中女・寡婦戸は四一パーセントで、老小寡など要保護戸の口分田受田率が概して高い点は、西魏・唐を通じてかわらず、これにたいし丁戸の口分田受田率の比較的低いことも西魏・唐に共通してみられる現象である。以上計帳・戸籍の受田内容を桑麻・永業田と、露正・口分田の両者にわけて検討したのであるが、そこにはいろいろな面で共通の現象がみられた。かくして唐天宝戸籍の受田率が一体に悪い理由を、従来の解釈のように均田制の衰退または崩壊現象と説くだけでは唐天宝戸籍の説明にはなっても、西魏計帳の説明にはあてはまらない。そこで西魏・唐の敦煌古文書に共通してみられる受田内容をどう説明するかが、あらたな問題となるわけであり、これについては従来学界でとくに問題としてとりあげられなかった事柄である。次

節にこれらの問題点を検討しつつ、均田体制下の人民支配方式をもあわせて考察することとしよう。

二、西魏唐古文書の受田内容を通じて

みられる均田制の人身支配方式

まず第一に、西魏の敦煌計帳戸籍において、桑麻永業田の受田率が一般的に高い事実であるが、西魏文書の場合は、北魏均田法第一条、狭郷規定の規制をうけたものと思われる。すなわち魏書食貨志には

諸地狭之処、有進丁受田。而不_レ桑_レ選者、則以其家桑田一為_二正田分_一。⁽⁴⁾又不_レ足_レ給_二倍田_一。⁽⁵⁾又不_レ足_レ家内人別減_レ分。無桑之郷準_レ此為_レ法。⁽⁶⁾（下略）

とあり、右の第一項によると狭郷における進丁受田には、その家の桑田を正田に算入するというのであるから、この場合桑田二〇畝と正田二〇畝になり、正田分は半額に減少するわけである。しかしここでは右のほかに多少とも倍田が給与される。第二項では倍田が給与されず、桑田と露田二〇畝のみとなる。第三項は第二項の受田をもみだしえない場合で、ここでは家内人別に各自の受田分を削減してゆ

くというのである。これを計帳戸籍の実態と対照して考えると、ここいのべられた「分」とは、露田分すなわち穀田において受田を削減することを意味する。かくして北魏均田法の狭郷規定を通じて考えられることは、(一)桑麻田は露田に優先し、受田民にはかならず受田せしめたこと。(二)露田の受田は第二義的従属的で、削減されることがありえたことの二項目である。これは最初狭郷のやむをえない場合の特例として設けられた法則であるが、寛郷規定に準拠する唐戸籍においても、同一の受田状況がみられるから、桑麻・永業田優先は、のちには寛狭郷を通じての一般的な原則となり、以後均田制時代を通じてながく踏襲されたものと思われる。

ところで桑麻田優先が寛狭郷を通じての原則であるとする、これは他に依るべき、より基本的な原則があつて、その規制をうけたものではないかと考えられる。それは賦課面との関連であろう。すなわち西魏文書によると、課口のすべて（雑任役もふくむ）を通じて調布麻の負担は一律に一人布二丈・麻一斤であるにたいし、租負担においては戸等によって上下の差別が設けられ、雑任役の税租はとくに

低い。これは魏書では不明の事実であるが、西魏文書によつてはじめて明確となるもので、おそらくこれは北魏以来の税制上の原則であつたのではないかと思われる。かくして本文書の受田面における麻田の全般的な充足現象は、賦課面における調布麻の一律收取とあい対応するわけである。しかし以上の考察は問題を課口のみ限定してのことで、不課戸にも桑麻・永業田が充足されている点からみると、桑麻田の優先には課・不課をも超克した要素をふくむものとみられる。その要素が何であるかについてはいろいろ説明が加えられるが、全般的には従来からの説にしたがつて、一応戸産の保持を旨指したものとみておこう。

第二に、露田・口分田の受田状況が、西魏・唐計帳戸籍にあらわれたところでは、全般的に悪いことをどう理解すればよいのか。これはさきにも指摘したように、老小等不課戸の場合と、丁戸の場合とに区別して考察せねばならない。北魏均田法第八条によると、

諸有_レ举_レ戸老小蠶殘無_二授田_一者。年十一已上及蠶者、各授以_二半夫田_一。年踰_二七十者、不_レ還_レ所_レ受。寡婦守_レ志者、雖_レ免_レ課、亦授_二婦田_一。

とあり、全戸不課口の場合は、その戸にたいして不課戸受田が行なわれる。③ところで不課戸は、西魏文書によつてその賦課面をみると、戸等に應じて税租を負担している。その内訳は

上戸。税租二石二斗五升 折租一石五斗 計、三石七斗五升
中戸。税租一石五斗 折租一石一斗二升五合 計、二石六斗二升五合
下戸。(税租)一石

となつている。この税租額は課口一丁当の租額と比較するとやや重いことになる。④のみならず不課戸には調負担がないから税租が唯一の負担であり、かくして不課戸において、露田の受田は唯一の負担義務遂行の根拠となる。したがつて老小等不課戸において露田の受田率が比較的高いことは、賦課面との対応関係からも一応筋のとつた理窟として納得されよう。しかし老小不課戸の場合は賦課面との関係ばかりでなく、老小戸が底護的な立場におかれる存在であり、その受田が戸ごとに保有される必要のあつた点のほうが重要な意義をもつかもしいない。このことは唐代西州高昌県において、全般的に零細かつ分散的な受田状態の

なかにあって、寡婦（大女）戸主への受田が比較的便近な場所に設置された点が参考となる。⑤したがって老小等不課戸の受田率の比較的高い事実の背景には、国家の特別の意図が作用した可能性があると考えられる。

第三に、丁戸の露田・口分田の受田率が全般に不良な点であるが、これはまことに奇怪な事実である。なぜなら均田体制下においてはつねに勸農政策が付随し、労働力のある丁口を動員して土地の開墾・耕作に総力を結集したことは周知の事実だからである。そこで問題解明にさきだつて、まず均田制度と勸農政策の関連をみていこう。

西魏計帳の政治的背景となる六条詔書の第三「尽地利」の条には

人生天地之間。以衣食為命。中略 夫衣食所以足者、在於地利。尽地利所以足者、由於勸課有方。主此教者、在乎牧守令長而已。

とのべ、地の利を尽して生産すべく、これには地方官の勸課の徹底が期待される。勸農の対象は桑麻・露田のすべてにおよぶことはいうまでもないが、とくに当面の問題である丁口と露田との関係に焦点をしばって考察すると、北

魏均田法第一条には露田の受田に関して

諸男夫十五以上、受露田四十畝。婦人二十畝。

とあり、これは太和元年三月丙午詔に

（前略）其勅在所、督課田農。有牛者、加勤於常歲。無牛者、倍庸於餘年。一夫制治田四十畝。中男二十畝。無令人有餘力、地有遺利。

とあるのをうけたもので、治田法の中男二〇畝を均田法では婦人二〇畝にあらため、受田と牀調とを対応せしめているが、いずれにしても北魏均田法における露田尊重の事実は明白である。露田はのちの北齊の均田法では倍田をも合算して、丁男は露田八〇畝、婦人は四〇畝（隋書食貨志引、河清三年令）となるが、北魏では露田と倍田を明確に区別している。これは太和元年の治田法や、さらにさかのぼれば西晉戸調式の課田法の系譜にたつらなるもので、おそらく魏管の屯田の遺意をうけ、また北魏初期の計口受田法にもつながると思われる人頭別耕作割当制に準拠したものであろう。これが北齊にいたって正倍合算制となると、耕作割当額というよりも占田の最高限度をしめす限田法に転化してくる傾向がみられ、以後隋唐も北齊受田法に拠ったが、元

来均田法は北魏法のように課田制的色彩の濃厚な土地制度であり、勸農政策と離れがたく結合したものである。正倍合算の露田制による北齊以後の均田法にくらべて、正倍区別原則によって露田耕作の責任を明示する北魏均田法は、西晋課田制および計口受田制の遺意をうけたものとされよう。北魏均田法第三条には桑田と露田の関係をのべて

諸桑田、不_レ在_レ還受之限_一（中略）於_レ分雖_レ盈、（没_レ還_レ田_一）符文、不_レ得_レ以_レ充_レ露田之數_一。

といい、桑田と露田とは峻別され、唐開元二十五年令にみえるような永業・口分の通充関係はみえない。この点でも北魏の露田には露田独自の効用がある。また均田法における耕牛への給田が露田であることは、牛が露田に使用されるべきものであることを物語るが、人牛力の交換協業は太和元年詔にもしめされ、世祖末恭宗監國の勸農制詔にはとくに具体的のにべられている。^⑥ 前掲西魏六条詔書の「_レ尽地利_一」においても

单劣之戸、及無牛之家、勸令_レ有無相通、使得_レ兼濟_一。

とあって、露田耕作を重視すればこそ、人牛力の有無相通が強調されるのである。このように均田法と露田耕作と

勸農政策・人牛力交換等は相互に結びつくもので、露田耕作には一定のノルマがあったのではないかと思われる。以上のべたところによって北魏から西魏にいたる北朝の均田法においては、丁口と露田耕作がある程度国家の強制力を背景として、はなれがたく結びついている点が注目される。しかし北齊以後、隋唐にいたる均田制において、口分田の正倍合算や、唐開元二十五年令における永業・口分通充原則があらわれても、口分田耕作を軽視したのではなく、全般的な勸農政策の伝統とともに、丁口と口分田耕作とは離れがたく結びついていたに相違ない。唐戸婚律一七一・里正授田課農桑の条には

諸里正。依_レ令授_レ人田。課_レ農桑。若_レ応_レ受而不_レ授。応_レ還而不_レ収。応_レ課而不_レ課。如_レ此事類。違_レ法者。失_レ一事。答四十。

とあり、田土の収授とともに田土の課耕が里正の義務とされ、ここでは授田と課田はそれぞれ独立の概念として指示され、里正がこれらの義務不履行の場合の罪状を規定している。これが郷里において実際に行われたありさまは大谷探検隊将来の唐・則天武后時代の敦煌古文書第二八三八

号に表見する。すなわち

（前缺）

郷。耕耘最少。此由_二社官村_一不_レ存_二農務_一。即欲_レ加_レ決。戸
 屬_二農非_一。各決_二式拾_一。燉煌平康龍勒慈惠肆郷。兼及_二神沙_一。營
 功稍少。〔州〕符令_二節級科決_一。各量決_二拾下_一。洪池郷。州符雖
 無_レ科責。檢料過。非_レ有功。各決_二五下_一。其前官執祭。詔_二
 過長官。請_二量決辭_一。訟申_レ〔州〕。詔。示。

十六②

（以下余白）

とあり、右文の末尾には敦煌県丞の署名「_二詒_一」がみえ、
 その上に「詒」とあり、下に「示」とあるから、これは敦
 煌県丞の判辞である。これによると州が各郷別に農務の成
 績を査察し、不良のものには罰を加えており、ここに一般
 民への勸農の実情が看取される。かくして均田制度と勸農
 政策とが不離の關係にあることは疑をいれる余地がない。
 したがって労働力のある丁戸こそもつとも高度の受田率を
 保持すべき筈である。ところが敦煌計帳・戸籍の受田内容
 をみると、丁戸の露田・口分田が全般的に欠少率の高いこ
 とは、きわめて奇怪な事実といわねばならない。ではこの
 事実をどう理解すればよいのか。問題の核心はここに存在

するといえる。

わたくしはこれまで西魏計帳における受田内容と税制賦
 課面とを対照しつつ問題の解明をこころみてきたが、西魏
 計帳の賦課面において、もう一つ注目されるのは雑任役就
 任者の場合である。ここでは調は一丁当、布二丈・麻一斤で
 一般丁口と同額であるが、税租負担がいちじるしく軽減さ
 れている。すなわち雑任役の税租は一丁当わずかに五斗で、
 これは下戸不課戸の税租負担額一石の半額にすぎない。こ
 れは雑任役就任者が、長期就役のため露田耕作に主力を注
 ぐことが困難な事情を配慮しての措置であると思われる。

かくして租のみについていうと、課口の場合には戸等の
 上下にしたがって租額に高低があつたが、雑任役就任者は
 最低額の税租を負担するにすぎなかつた。租は露田の收穫
 から納入するものであり、露田は各戸別にその所有面積に
 多寡があり、これが貧富戸等とも関連したと思われるから、
 課戸・不課戸を通じて、露田を多く所有する富戸は租（ま
 たは税租）額が高く、貧戸は租額が低かつた。ただ雑任役
 就任者は一律に低額の税租を負担しているから、この場合
 は戸等の上下は問題外となつている。これは長期就役と露

田耕作の両立しない点からの措置と思われる。かくして露田の受田面積に戸別較差のあることと、賦課面において租額に高低のあることは相對應するが、ただ雑任役の場合だけが人身的收奪過剰のため除外例となっているわけである。

これにたいし調は課口の場合、戸等の上下や雑任役の有無に関係なく、すべて一律均課である。調は桑麻田の收穫にもとづくものであり、桑麻田が貧富に関係なく一〇〇パーセントに近い受田率をしめていることは、調の一律均課にたい対応するものである。ただ不課戸の場合は、戸産として桑麻田は課戸同様に充足されているが、戸内労働力が老小等であるため調と役を免除されている。以上によって賦課面と受田面とは相互にたい対応することは明確な事実であるが、ただ問題は雑任役が特別あつかいをされていることで、国家が雑任役就任課丁男に要求するものはかならずしも露田耕作のみではなく、長期にわたる人身役使であったことが注意されよう。この場合もし当戸に多額の露田があれば、その耕作は奴婢に委ねるか、一時近隣に耕作せしめるかの方法をとらなければ、耕作に支障をきたすおそれもあったとせねばならない。ところで雑任役就任者の受

田状況がどうであったかは、残念ながら西魏計帳の稀少例（劉文成の一例のみが存在する）だけでは充分な理解がえられない。そこで唐代敦煌戸籍の丁戸のうち、衛士をふくむ戸の受田状況を検討すると

(一)大足元年戸籍（P・三六九号）常習才戸は、戸主丁男衛士で、その受田内容は永業一七畝、園宅一畝、計一八畝で口分がまったく欠如しており、

(二)開元一〇年戸籍（P・三八九号）の郭玄昉戸は、戸主白丁と息男丁男衛士とで、受田は永業二〇畝と園宅一畝、計二一畝でこれまた口分が欠如している。

(三)天宝六載戸籍（P・三三五号）の程思楚戸は、戸主丁男衛士武騎尉、弟丁男衛士とさらに弟丁男白丁の三丁で、永業六〇畝、口分一八畝、園宅一畝、計七九畝であり、口分は僅少である。

(四)同じく杜懷奉戸は、戸主丁男上柱国および亡兄男丁男衛士武騎尉、さらに亡兄男丁男白丁で、永業六〇畝と口分一六畝、園宅二畝で計七八畝であり、口分はやはり僅少である。⁴⁰⁾

(五)ただ同戸籍の程智意戸のみは、戸主丁男衛士飛騎尉で

永業二〇畝、口分七一畝、園宅一畝、計九二畝となり、八七パーセントの已受率をしめして衛士戸としては珍らしい事例となっている。

このように唐代敦煌衛士戸の場合、程智意戸をのぞいて他はみな口分田の欠少がとくに顕著であることは、衛士に貧戸出身者が多いという一面とともに、特殊色役（雜任役）就任者の物納負担免除との関係も考慮され、恒常的役使民と口分受田との相互関係にたいする、なんらかの国家的配慮が介在することもありえたのではないかと思われる。ただわずか五例の衛士戸が、どれだけの史料の価値をもちうるかが問題となるが、きわめて受田率の高い程智意戸をまじえてもなお衛士戸全般の露田受田率が丁戸全般の平均よりも低いという事実は注目に価しよう。（唐代戸籍における衛士戸五戸の平均受田率は永業田八七パーセント、口分田一七・六二パーセントとなる。）唐代の衛士は色役の一つであり、これは西魏文書の概念においては雜任役に相当するものである。^⑩

ところでわたくしは、さきに唐天宝六〇一〇載の間に成立したと思われる敦煌差科簿（P・二六五七・二八〇三・三〇一八・三五五九号文書）を検討したさい、ここに掲載されたすべ

ての丁男のうち色役就任者がおびただしい数にのぼり、なかでも兵役服務者が大半をしめていることを指摘した。この事実は敦煌地域出土の戸籍における、丁男の口分田受田率の平均的に低いことと、丁男の色役徵発との間になんらかの関連を推測することが誤りでないことを側面から傍証するであろう。敦煌戸籍においては衛士以外の色役が記入されていないから、衛士戸以外の戸籍では色役と受田との相互関係を立証することはできないが、^⑪戸籍と同時に同地域の丁男の徭役面を詳載した差科簿を援用することによって、側面から敦煌戸籍における丁戸の口分田欠少の理由を推定することができる。かくして全般的に徭役重徴地域とみられる敦煌戸籍の受田状況が、そのまま均田制度の虚構性を物語ると結論することはなお慎重留保を要するであろう。唐賦役令（仁井田陞『唐令拾遺』六六八頁）には

諸丁歳役二十日。有閏之年。加二日。若不_レ役者。收_レ庸毎日繩絹各三尺。布三尺七寸五分。須_レ留役者。滿_レ十五日_レ免_レ調。三十日租調俱免。通_レ正役。並不_レ得_レ過_レ五十日。遣_レ部曲_レ代役者。聽_レ之。

とあり、国家の徭役が本来の規定日数を超過した場合、

超過分が物納負担に換算されることをのべている。ここで注意すべきことは国家の丁身役使と、丁身の物納負担納入との間に、換算が定められた事実よりも、丁身役使が、物納負担に優先するという事実である。すなわち丁身の役使は

国家の意志によって直接的に行なわれることであり、これが規定日数を超過した場合に、物納負担の軽減または削除によって負担が清算されるのであるが、反対に人民が物納負担を規定以上に納入することによって、徭役が軽減または免除されることとはならないのである。^⑭したがって徭役は物納負担に優先するものであり、国家の直接的な意図によって、人身に個別的に賦課されるものであることが注目される。右の賦役令によると、丁身の役使は五〇日を超えてできないことになっているが、これは正役（歳役）の場合で、これを雑徭に換算すれば倍額の一〇〇日になる。^⑮しかし一〇〇日は租庸調相当にすぎず、このほかになお雑徭負担が四〇日あるから、一丁男にたいし年間一四〇日の長期雑徭負担が課せられてよいことになる。しかしこれは元来一般的な徭役に関する原則であって、雑任役の場合はより長期にわたって丁男を国家目的のために使役することも

ありうる。そうした場合、雑任役就任丁男が他の一般丁男と同様、口分田の耕作に地の利を尽すまでの労力を投入することはおそらく不可能であろう。

前掲した唐代戸籍の衛士戸において、口分田の欠少が目立つのは、これらの戸が貧戸で父祖以来の粟田に恵まれない場合、口分田の造成よりも兵役負担の義務果遂が優先した事情も考慮にいれられてよいであろう。もちろん均田制度は私有財産を否定するものではないから、程智意戸のように粟田に恵まれた場合は、八七パーセントの受田率を保持しうるような事例も存在するが、当戸が元来粟田に恵まれない場合は、国家の徭役がなによりも優先するという前提から、口分田欠少を放置しておくことは多分にありうる。したがって丁身の口分田欠少には、それぞれの場合に相当の理由が存在したと考えられる。かくして敦煌戸籍の受田内容は、従来理解されていたように、均田制度の衰退現象および大土地所有者の土地兼併の圧力等のみによってすべてが説明されるものではなく、徭役賦課面との関係をも考察せねばならないことは、忘れてはならない一面であろう。しかし右にのべたところは全般的な概観にすぎず、これ

によって敦煌における丁戸受田欠少の理由が解明しつくされるわけではない。とくに西魏計帳の場合、雜任役就任戸は三三戸のうち五戸のみであり、これに老小不課戸を除いた残りの二〇戸は、雜任役とは一応無関係な丁戸であるから、丁戸一般の露田欠少はやはり問題としてのこされる。したがって敦煌地域が雜任役とくに兵役重徴の顕著な地域であった事実から、全般的には当地域の口分田欠少の指向を概観しようとしても、徭役的な側面のみがこの問題を解明する唯一の要素ではなく、他の要素が口分田欠少を招来する場合も当然ありうる。したがって余他の諸問題についても考察を加える必要があろう。

三、受田缺少に関する諸問題

(一)

均田体制下の受田欠少について考うべきことの第一は政治的事情にもとづく国家の受田干渉である。均田制度は一定の占田限度（応受田額）の枠内ならば資力に依りて自由に土地所有が行なえた単純に考えられるものではなく、受田には国家の干渉が介在し、一定の基準にもとづいて土

地の收授が行なわれたことは大谷探検隊将来の給・退・欠田等一連の均田制関係古文書の研究成果が実証している。^⑧

ここでは受田の最低限度である永業田額＝法定額の半額一丁男一〇畝以内にすぎない^⑨を死守するための收授が行なわれ、これは国家公示の応受田額（口分田をふくむ）の目標到達にははるかに遠いものであるが、それだけに受田の均等性がかかり徹底的に保持された。

しかし均田体制下における一般的な状態とされる寛郷においては、敦煌の場合のように貧富による受田の較差がある程度自然に露呈するものとみられるが、敦煌戸籍においても永業田のみは全般的に高度の受田率をしめしており、この事実の背後には永業田の欠損をそのままには放置しておかない国家の行政的干渉が介在した可能性がある。これは敦煌戸籍それ自体において実証されねばならない問題であるが、この点では西嶋定生氏の行論が参照されるべきであらう。^⑩

ただ口分田に関しては敦煌の場合戸別較差が大きく、その理由としては前節でのべたような国家の徭役面との関連や、後述するように均田体制下における貧富の差異などが

相互に交錯して複雑な様相を現出するものと思われる。し

かし前節でもふれたように老小要保護戸の受田に対しては永業田のみならず口分田においても国家の特別の配慮が内在した可能性が考えられる。したがって受田の欠少という事態はそのすべてが均田制度の衰退ないし崩壊現象としてのみ理解されるものではなく、これとは一応無関係に国家の政治的事情に由来する点が注目されねばならない。

ところで国家の政治的意図によって人民の受田が少面積に抑制されても、人民の税役負担が削減されるようなことはありえなかった。大谷探検隊の土魯番出土史料には、税役関係のものは決して豊富ではないが、しかし兵役・庸調・戸税等一連の関係文書が存在する。しかしこれらにおいて、西州の税役がとくに軽減されていたと思われるような史料はまったく存在しない。したがって西州の場合についていえることは、受田がいかに少なくとも、賦課面における国家の収奪は法規どおりに行なわれたということである。西州の場合のみならず敦煌戸籍（ペリオ漢文書第二八六四号）の場合

（前缺）

戸主王万寿 年伍拾壹歳 白丁 神龍元年全家没落開元九年後復舊其年九月九日格行上没落放区 下中戸

課戸 見 輪

女 尚品 年貳拾壹歳 中女

計租二石

一十畝永業

壹拾壹畝已受

（後缺）

とあるものによると、わずか一畝の已受田でも正規の租負担が賦課されることによって、唐代律令体制下においては已受田の多寡に関係なく課口の税役負担は一律均課であったと理解すべきである。したがって順序は逆のようであるが、均田制度においては反対給付（賦課）が給付（受田）に優先するということさえ考えられるのである。

このことは前節にのべた徭役負担において一層顕著である。すなわち唐代敦煌戸籍にみえる衛士戸においては、その受田率が一体に低率であるにもかかわらず衛士としての徭役負担は一般的な例にもれず重役であったと考えられるからである。そして前掲の唐賦役令の建前からみても、役負担は税負担に優先すると考えられるのであり、雑任役就任者

の課役（物納負担）免除もこうした建前から導き出されるものである。

そこで一般的に受田率のきわめて低い西州土魯番地域においても律令による税役負担が全国的な規準にもとづいて一律に均課されたとすると、西州における均田民の税役負担ないし生活がどうしてなしとげられたかということが当然問題になるのであり、これが西州のみならず均田体制下における人民の生活体系全般にかかわる問題点ともなる。

西州の場合人民が一丁男わずかに一〇畝以下という受田によってその生活がどの程度にささえられたかは疑問であるが、零細な史料によってうかがわれるところでは、受田民がその狭少な已受田のみにたよることなく、同時に官田や寺田の耕作にもたずさわっており、屯田の耕作をかねるものもあつたと推測される^⑧。したがって西州の場合受田は唯一の生産活動の場ではなかつたのであり、このことから推して均田制度においては給付（受田）の充足のみが反対給付の唯一の根拠ではなかつたと考えられるのである。西州の均田体制からは少くともこのような結論を導き出すことが可能である。そしてこの場合已受田とは人民各自に対し

國家の認容した保有地としての性格をもち、已受田に投入してなお余りある丁口の労働力は官田その他の生産に投入されるかまたは國家の徭役に投入されたのである。

前節でも指摘したとおり、均田制度に付随する勸農政策は國家による強制的土地開發政策であり、丁口一人一人に応分のノルマを付与して「地に遺利なからしめる」までに生産活動に人身を役使したものと思われるが、そうした國家的規模における生産活動が各自の已受田の範囲内に限定して行なわれたと考えることは、前述した諸多の事例から推して真相を把握した見解とは言えないことになる。それよりも均田制度は法の精神からすると國家の人身把握が基軸となり、受田の多少・戸等の高下にかかわりなく、勸農政策（開發耕種）において、徭役労働において、また租庸調の物納負担において、國家の収奪が人頭割に一律均等に行なわれるものであつたと理解すべきであろう。したがって國家の要求するものはなによりもまず人身収奪であり、その収奪に必要な生産の場として受田が付随すると考えねばならない。この場合已受田とは人民各自にその私的保有を認容された田土の意味にほかならないのであり、また同

時に人身収奪のノルマを生産活動の側面に集約した場合の

耕作基準面積の提示されたものとも理解できる。したがって北魏では、その面積は正しくは一丁男（正田・露田の場合）四〇畝だったのである。これが北斉になって倍田をも合算して八〇畝となると、ノルマとしての意味から限田基準としての意味に転化し均田体制本来の形が消失するが、これは元来課田的な姿としての北魏の制度に還元して理解すべきものである。かくして均田制度における未受田額とは人身収奪における余剰労働力の多寡を標示する数量でもあり、その余剰を国家は徭役として収奪するか、あるいは官田の開発ないし耕作にわりあて、その一部を小作形体にしてその場をしのぐか、それぞれの場合に応じて臨機の処置をとったものと思われるが、基本的には一定の応受額割当を基準とする人身収奪が国家の丁口一人一人に要求されそのさい已受田の多寡は問うところではなかった。かくして西州の場合現実には一丁男わずかに一〇畝以下の受田に抑制されつつも、戸籍では狭郷規定にもとづいて永業二〇畝・口分四〇畝の応受額をかならず記載するのであり、これを単に律令制度の形式主義としてかたづけしてしまうことは考慮

を要する。

人民各個の応受田の充足はもとより望ましい理想ではあったが、その全面的充足を達成できるほどに国家の施策はゆきとどかず、人民の資力も豊かではなかった。では已受田はまったく私有的な田土にすぎなかったのかという点決してそうではない。前述したように永業田の充足には国家の明確な施策のあとがうかがわれる。これは均田農民の家内工業としての調布絹の資源を確保するため、各自の住居に桑麻田を付属せしむべきことが要請されたからである。

また人身収奪の困難な老小寡等要保護者の受田を優先することも、農村共同体内における丁口の労働力を共同体の繫縛から解放し国家的目的に吸収するための措置である。そして均田制の人身収奪の前提となるべき丁口の受田——とくに口分田の受田——が一体に僅少であったとさえ推測されるのは、国家の丁口に対する人身的収奪優先の投影とみられる。かれらは私的な口分受田においてよりもむしろ官役や官田の労働力として人身的に収奪される面が多かったからである。土魯番古文書の伝える西州の実情や敦煌戸籍のしめす実態からはそのように理解せざるをえないので

ある。そこで均田制度というものをただちに国家からの他力本願的な受田の充足（給付）とその基盤のうえに構築された負担体系（反対給付）の制度であると考えることはあまりにも安易な解釈であって、このような理解のしかたは人身収奪を基軸とする古代的な支配の真相にほど遠いものといえよう。この意味ではわたくしの理解が従来解釈とは逆になっているようにみえるかもしれないが、基本的にはこう解釈しなければ均田制度の人民支配体系は不可解なものとなってしまふのである。したがって受田の欠少がそのまま均田制度の虚構性をしめすものとはいえず、ことに丁身の受田欠少率の高いことは、表面的には均田法規のもつ矛盾とされるが、その矛盾の内容を追究すると、これは均田法体制の基本的対立関係における直接的な人身支配に固有の矛盾であることに想到する。

ただ以上にのべたところは敦煌・土魯番等の辺境地帯についていえることで、内地一般においても丁戸の受田欠少率が高かったかどうかは一応問題がのこる。均田制関係の現存古文書がすべて辺境出土のものである点から、その受田内容全般に、辺境の特殊性が露出するのは当然で、これか

らえられる結論は所詮、辺境地帯における均田制度とその人民支配形体にはかならないのである。しかし辺境の均田制が受田の面でもっとも窮窟な条件におかれており、しかもそうした悪条件のもとで貫徹された均田制的支配であるだけに、その支配方式の正体がもっとも露骨に表出されているとも考えられる。したがって敦煌・土魯番の均田制は、制度の地域的ありかたからみればやや偏在的なものかもしれないが、これを均田制的支配体系のもっとも露骨に表出された一断面としてみるならば、法の精神を端的に把握できるとして理解されるのであり、したがってこれを虚構の姿としてとらえることは、已受田の欠少のみにとらわれた皮相的見解で、受田面における応受已受の関係や賦課面をもあわせて、立体的に把握された総合的有機的見解とはならないのである。かくして西州・敦煌の受田状況が一見均田制の虚構性とされるものの内部に、制度の奥深く秘められた人民支配体制の核心をみきわめることができるべきであろう。

(二)

受田欠少について考えるべきことの第二は、人民側の貧

富と已受田の問題である。北魏均田法第一三条には

諸一人之分。正從_レ正。倍從_レ倍。不得_レ隔_レ越他畔_一。進丁受

田者。恆從_レ所_レ近。若同時俱受。先_レ貧後_レ富。再倍之田。

放_レ此為_レ法。

とあり、唐戸婚律一七一・里正授田課農桑の条、疏議に

は

又条。授田先_二課役_一。後_二不課役_一。先_レ無後_レ少。先_レ貧後_レ富。

とのべられているように、均田民には最初から貧富の差が存在する。均田体制下における戸等の存在は均田民の貧富較差の存在を物語る有力な証拠である。敦煌戸籍において前掲の衛士戸に例をとってみても、八七パーセントの已

受率をしめす程智意戸と、きわめて低額受田率にとどまっている余他の衛士戸との間には相当の較差が存在する。この事實は各戸の現有已受田額を法定応受田額の線にまで高めるためには、戸内保有の労働力をあげての土地開発、ないし資力による土地買取が集積されねばならなかったはずである。かくして法規にかかげられた応受田額（ことに唐代の口分田額）は受田の最高目標額をしめすものにはかならず、ここに到達するには人民各自の努力が集積されねばな

らないが、これは決して容易な業ではなかったろう。ただ均田制の開創期において、土地に充分の余裕があり、労働力も不足する状態のもとでは、受田の獲得は資力あるものには比較的容易であり、また資力のない一般民は国家の督促と保護のもとに、課田的な受田を強いられるのが一般であったろう。それでも均田民にとってはこの時期が受田獲得の最好機で、いったん社会が安定し、後述するように豪富者の大土地所有が進展しはじめると、受田獲得には種々の障害がともなうようになり、次第に窮乏な受田状態となるのは均田制度につねにみられるところである。

(三)

受田欠少の第三は国家が荒蕪地開発に策を得ないこと、および豪富者の大土地所有の発展と中小農地の兼併である。これは従来も指摘されたことであるがここでもう一步たちいて検討しよう。通典卷二・田制下引。關東風俗俗の冒頭に

(一)其時強弱相凌。恃_レ勢侵奪。富有_二連陟互陌_一。貧無_二立錐之地_一。

(二)昔漢氏募_レ人徙_レ田。恐_レ遺_二墾課_一。令_レ就_二良美_一。而齊氏全無_二

斟酌_一。雖_レ有_二当年權格_一。時豈施行_二。爭_レ地文案。有_二三十年不

丁者。此由授受無_レ法者也。

とのべている。これは均田体制下のみならず、漢唐間における国家の土地開発政策の基本問題を指摘したものである。右文に(一)(二)の番号を付したのはもとよりわたくしの便宜からであるが、まず(一)からとりあげると均田制度のもとにおいて受田の不足を招来する大きな原因の一つとしてつねに挙げられるものが豪富の土地兼併である。これに対しては占田制限法（たとえば官品の高下による土地所有額の抑制などのように）が設けられているが、しかし均田制度は最初から土地私有制の基盤の上に立脚しそのうえに国家の干渉が加わったものであるから、既成の土地所有を全面的に官収してのち土地の再配分を行ったのではない。したがって大土地所有の存在はそのまま容認し国家としては丁口を動員して、未墾の荒蕪地の開発を行ない、官営農場や自営中小農の田土の増殖を計らねばならない。ここに当然(二)の問題が発生する。関東風俗伝にあげられた漢代の「募人徙田。恐遺墾課」とはその大規模なものとしては文帝一三年（B・C一六七）の徙民政策を指すのであろうが全般として

いるものとみられる。漢代には一方に豪族の大土地所有があり、その抑制のため限田限奴婢政策が強調されたりしたがこの方面の施策はあまり成功しなかった。畢竟地方官を主軸とする勸農政策が強力に展開されたが北齊においてはこの点が全般的に不徹底であったことを述べたものである。これは理由のあることで通典引河清三年令に

職事及百姓。請_レ墾田者。名為_レ永業田。

といひ、人民の資力あるものに田土開発を奨励し、かれらの開発した田土はその私有を認めたのである。このような基本方針が大土地所有を放任したのみならず豪富者の土地兼併を助長したのであろう。この点未墾地の開発を主として地方官の墾田政策に依存し、その結果招来される戸口田土の増殖によって地方官の政治成績の殿最（上下）を評定した両漢魏晋の勸農政策にみられた国家自身による田土開発への努力は北齊においては全般的に貧弱である。隋には官人永業田の制度があり、官位あるものには一定限度内での大土地所有を認容し、唐もこれを踏襲しているが、唐田令によると（仁井田陞・唐令拾遺六二三四頁）

諸所_レ給_レ五品以上_レ永業田。皆不得_レ狹郷受。任_下於_レ寬郷_レ隔

越。射無主荒地充^レ。其六品以下永業。即聽本郷取還公田充^レ。願^レ於^レ寬郷取^レ者亦聽。

とあつて五品以上の多額にわたる永業田は寬郷の未開墾地を開発して取得するという条件で土地所有を認められたのである。ところが寬郷の未墾地開発の場合には土地所有の制限が曖昧で唐戸婚律一六四・占田過限の条、疏議によると

王者制法。農田百畝。其官人永業準^レ品。及^レ老小寡妻。受^レ田各有^二等級^一。非^レ寬閑之郷。不^レ得^レ限外更^レ占。(中略)

謂^レ計^レ口受足以外。仍有^レ剩田。務從^レ墾闢。庶^レ足^レ地利。故所^レ占雖^レ多。律不^レ与^レ罪。仍須^レ申牒立案。不^レ申請^レ而占者。從^レ^レ^レ^レ言上^レ不^レ言上^レ之罪。

といひ寬郷における未墾地開発の場合には土地所有の制限はあつてないようなものであり、制限を超過しても申請して所有を許可されたのである。これは唐代においても北齊の墾田私有許可制の趣旨が踏襲されたとみてよい。寬郷における未墾地開発の場合は官吏庶民の別を問わず右の規定が適用されたようであり、五品以上の官僚のように高位高官の身分の特権と資力にまかせた土地開発に対する国家の規制力というものがどの程度に作用したかはすこぶる疑

問である。こうしたところから大莊園が発生したとみることは十分に可能性のある見解である。^②一方土地所有に嚴重な制限の施されている狹郷の場合であるが、前掲唐令によると六品以下の官僚の永業田を狹郷において設置する場合還公田をとつて永業田に充てることが許されており、さらに唐田令別条(仁井田、六三〇頁)によると

諸買^レ地者。不^レ得^レ過^レ本制。雖^レ居^レ狹郷亦聽^レ依^レ寬制。其^レ売^レ者。不^レ得^レ更^レ請^レ。

とあり、狹郷においても庶民は一丁男につき一〇〇畝の応受最高額を、官僚六品以下も所定の永業田額を買収によつて所有することは許されている。したがつて資力あるものは寬郷においてはもちろんのこと狹郷においても一定の枠内においては土地所有を充足することができたのであるからこれらの圧迫によつて資力のない人民の受田充足は到底望みえない状態であつたとされよう。西州(トルファン地域)のような特殊な政治的背景をもつ場所においては強力な国家の干渉のもとに僅少で均等な受田が行なわれたが中国内地一般においては土地所有における貧富の較差は大きかつたとみてよからう。新唐書卷一九七賈敦願伝には

永徽中。遷_レ洛州_{（刺史）}。洛多_ニ豪右_一。占_レ田_類。踰_レ制。敦頤。舉_レ没者三千餘頃。以_レ賦_ニ貧民_一。發_レ姦_{（姦）}。伏_レ。下_ニ無_ニ能_レ敗_一。

といひ高宗時代中央部の洛州において豪富者の制限外土地所有の甚しかったことがみえる。新唐書卷一三四、宇文融伝には

開元初。調_ニ富平主簿_{（中略）}。時天下戸版_{（版）}。隱。人多去_ニ本籍_一。浮_ニ食_{（食）}。閭里。詭_ニ脫_{（脫）}。賦。豪弱相_レ并。州_{（州）}。莫_ニ能_レ制_一。融由_ニ監察御史_一。陳_ニ便宜_一。請_ニ校_{（校）}。天下籍。收_ニ匿_{（匿）}。戸_{（戸）}。羨田。佐_ニ用_{（用）}。度。玄宗_{（玄宗）}。以_レ融_{（融）}。為_ニ覆田勸農使_一。鈎_ニ檢_{（檢）}。帳符。得_ニ偽_{（偽）}。勸_{（勸）}。丁_{（丁）}。甚_ニ衆_一。擢_ニ兵部員外郎兼侍御史_一。融乃_{（融乃）}。奏_ニ蔡_{（蔡）}。容_{（容）}。琦_{（中略）}。等二十九人。為_ニ勸農判官_{（勸農判官）}。假_ニ御史_一。分_ニ按_{（按）}。州_{（州）}。界_{（界）}。括_ニ正_{（正）}。丘_{（丘）}。敵_一。招_ニ徠_{（徠）}。戸_{（戸）}。口_一。而_ニ分_{（分）}。業_{（業）}。之_{（之）}。又_{（又）}。兼_ニ租_{（租）}。地_{（地）}。安_{（安）}。輯_{（輯）}。戸_{（戸）}。口_一。於_{（於）}。是_{（是）}。諸_{（諸）}。道_{（道）}。收_ニ沒_{（沒）}。戸_{（戸）}。八_{（八）}。十_{（十）}。萬_一。田亦_{（亦）}。稱_ニ是_{（是）}。歲_{（歲）}。終_{（終）}。羨_{（羨）}。錢_{（錢）}。數_{（數）}。百_{（百）}。萬_{（萬）}。緡_一。帝_{（帝）}。悅_{（悅）}。引_ニ拜_{（拜）}。御_{（御）}。史_{（中丞）}。

とあり開元初年全国的に戸口の隠漏が多く豪強がそれらの受田分を兼併していたため、宇文融が覆田勸農使となり、大量の偽勸丁を検括したとのべている。「偽勸丁」とあるから庶民の戸口隠漏のみならず勸品詐称による勸品永業田の偽占があったものとみられる。そこで検括を全国的に拡大して戸八〇万とこれに相当する田土の隠偽が発覚し

たというのである。ところで唐会要八一・考上、開元一七年三月の条には

又刑部尚書盧從愿。頻年充_ニ校_{（校）}。京_{（京）}。官_{（官）}。考_{（考）}。使_一。中_{（中）}。丞_{（丞）}。宇文_{（宇文）}。融_{（融）}。承_{（承）}。恩_{（恩）}。用_{（用）}。事_{（事）}。以_レ檢_{（檢）}。戸_{（戸）}。口_{（口）}。功_{（功）}。本_{（本）}。司_{（司）}。校_{（校）}。上_{（上）}。下_{（下）}。考_{（考）}。從_{（從）}。愿_{（愿）}。抑_{（抑）}。不_{（不）}。与_{（与）}。之_{（之）}。頗_{（頗）}。以_レ為_{（為）}。恨_{（恨）}。遂_{（遂）}。密_{（密）}。奏_{（奏）}。從_{（從）}。愿_{（愿）}。占_{（占）}。良_{（良）}。田_{（田）}。至_{（至）}。有_{（有）}。百_{（百）}。頃_{（頃）}。

といひ刑部尚書の盧從愿は正三品の官で公認の官品永業田額は二五頃であるが実際にはその四倍の一〇〇頃を占有していた事実が指摘されている。個人々の具体的な事例は史実として特記すべきもの以外は史書に記載されないのが普通であるからこのような事実を逐一挙例することは出来ないがしかし前掲した律令の趣旨からみてもこうした事態はいくらでも存在したものと考えてよいであろう。こうした一般状勢を指摘したものととして、冊府元龜卷四九五、邦計部・田制、開元二三年九月詔には

天下百姓口分永業田。頻有_ニ處_{（處）}。分_一。不_{（不）}。許_{（許）}。買_{（買）}。賣_{（賣）}。典_{（典）}。貼_{（貼）}。如_{（如）}。聞_{（聞）}。尚_{（尚）}。未_{（未）}。能_{（能）}。斷_{（斷）}。貧_{（貧）}。人_{（人）}。失_{（失）}。業_{（業）}。豪_{（豪）}。富_{（富）}。兼_{（兼）}。并_{（并）}。宜_{（宜）}。更_{（更）}。申_{（申）}。明_{（明）}。處_{（處）}。分_一。切_{（切）}。令_{（令）}。禁_{（禁）}。止_{（止）}。若_{（若）}。有_{（有）}。違_{（違）}。犯_{（犯）}。科_{（科）}。違_{（違）}。勅_{（勅）}。罪_{（罪）}。

といひ豪富の兼并によって人民の受田が広く買売典貼され貧人が田業を失っている事実が指摘されている。これは

豪富者が丁口各自の已受田を買取して集積した結果、売田民が田土を失って流亡した事実をのべたものである。同、天宝一一載一一月乙丑詔には

(前略) (一)如聞王公百官及富豪之家。比置庄田。恣行吞併。莫懼章程。借荒者皆有熟田。因之侵奪。置牧者唯指山谷。不限多少。爰及口分永業。違法充買。或改籍書。或云典貼。致令百姓無処安置。乃別停客戶。使其佃食。既奪居人之業。実生浮惰之端。遠近皆然。因循亦久。不有釐革。為弊慮深。

(二)其王公百官勲蔭等家。必置庄田。不得踰於式令。仍更從寬典。務使弘通。共有同籍周藉以上親。俱有勲蔭者。每人占地。頃畝任其累計。某(其?)蔭外有餘如旧。是無勲蔭。地合売者。先用鉄(錢?)買得。不可官收。限勲到百日内。容其転売。

(三)其先不蔭又蔭外請射。兼借荒及無馬置牧地之内。并從合蔭者。並不占限。官還主。

とあり、この詔文は官人の大土地所有形成の实情と過程を詳しく伝えている。すなわち第一段は大土地所有の発展と兼併の一般状勢をのべたものであるが、王公百官富豪が莊田を造営して近隣の庶民の永業口分をも兼併し、業を失

つた人民を客戶として莊田を耕作せしめている事実をのべ、第二段はこうして集積された土地の集計が占田制限を超過したものが多く、勲蔭の許容限度まで土地所有は認容するがこれを超えた田土は所有を許さないことを明示したものである。しかしこの場合超過分をただちに官收するというのではなく寛典にしたがって金銭によって売買せしめるのである。これは寛郷における占田限度を超えた土地開墾が律に牴触しなかつた事実を具体的にしめすもので均田体制下における土地私有の内容を知るのに格好の史料であるといえる。

第三段は勲蔭の特権以上に請射して荒蕪地を借用し、または馬をもたないのに牧地を置いたような場合も、勲蔭の許容限度までの所有は許されるがそれを超過した場合は國家はその土地を元の所有者(国有地なれば國家)に返還せしめるといふものである。この場合は借荒または牧地で土地を開墾していず、したがって資力や労力が投入されていないから売買の対象とならないものと理解される。

以上第二第三段階を通じてみると王公貴族富豪が勲蔭の権限をこえて田土開墾を行ない莊田を造営していたことが

わかるとともに、こうした莊園の占限超過分についてはその田土経営を認めないが、しかしその田土を國家がただちに没収することなくその所有権をみとめて金銭によって売買せしめたことがわかる。したがって寛郷における荒蕪地は富豪によって資力（奴隸労働力も含む）にまかせて開墾され、それが勲蔭をもつ他の富豪に売却されるという形で富豪の大土地所有が展開されたことが看取される。

この場合大土地所有者となるためには資力のみならず官僚身分としての勲蔭を必要としたが、敦煌出土天寶六一〇載差科簿（フランス国立図書館所蔵ベリオ漢文書第二六五七・二八〇三・三〇一八・三五五九号の四文書）のなかにみえる敦煌六郷の集計によると品子以上勲蔭あるものが全体の四六パーセントをしめており（これがすべて官人永業田取得資格をもつものではないが）戸等の高い家ほど勲蔭保持者が多くなっているから、敦煌が軍事上重要な辺境地帯で勲官所有者がとくに多かつたという特殊事情を考慮にいれても、則天武后の勲蔭濫授以後の唐代では庶民でも一般に勲蔭所有者が多かつたとみられる。したがって官人においては資力さえあれば一族の勲蔭資格は比較的容易に取得できたと思われる、こ

れに一般人民の富豪者も加えて開元天寶時代における官僚や富豪者の土地兼併は唐代史料にみえるように全面的に普及していたものとみて差支えなからう。通典卷二・田制下、唐開元二十五年田令の条に

雖有此制。開元之季。天寶以來。法令弛壞。兼并之弊。有レ驗ニ於漢成哀之間。

と指摘しているのは天寶初年における富豪の土地兼併の一般的となった実態を端的にしめすものである。かくして均田体制は元来全般的な土地の荒廢と労働力の不足を前提として政府の勸農課耕政策が人民丁口の直接的人身把握を基軸として展開されたものであるが、しかし國家による州県単位の公的な勸農政策によっては集約的な成果をあげるものが困難であり、これにたいして貴族富豪者による私的な田土開墾莊園経営は、墾田の私有財産としての容認が背景となつて積極的自発的な田土開墾と売田による金銭蓄積を促進し、莊園経営が完成の域に達したのちは莊園周辺部における中小農の土地買収が進行して全面的な大土地所有が形成されるとともに、こうして均田民の戸口・田土の偽濫や佃客化が一般的となるのである。このような状勢のな

かにあつては中小以下の均田農民の受田充足は到底期待しえられるものではなく大土地経営に庄倒され辛うじて零細

四、結 語

な受田を維持するとともにあわせて官私田の小作を行ない、また兵役をはじめとする官役に身を投じて國家の公的責務を果すことが一般的でありかたであつたと思われる。敦煌戸籍における丁男の受田が全般的に貧弱な事態は前述した種々の事情が相乘的に加わつて構成されたものと理解される。したがつて唐天宝六載戸籍の受田内容には当然均田制崩壊期の經濟的現象が看取されるが、そのみならず辺境の兵役重徴のような政治的要求も重なり、總じて律令体制下の直接的個別人身支配に繫縛された貧窮均田民の実態が露呈されているとともに、一方均田制度における老小等要保護戸の受田への國家の配慮や永業田確保への努力のあとも看取される。唐敦煌戸籍の受田内容は已受田の欠少が顯著である点において全般的に弱体ではあるが、しかし種々の背景を加味して考えるとき、なおそこには均田体制下における種々の要素の有機的な交錯がみられ、貧弱な受田状況はそれなりに律令体制下における人身支配の種々相として合理的に理解されるのである。

本論にのべたところを要約すると、(一)敦煌出土の北朝・唐計帳戸籍にみえる均田民の已受田額は、律令にみえる受田額とは相当かけはなれたものであり、従来これは均田制度のもつ矛盾ないし虚構性と考えられた。(二)この虚構性は従来戸籍現物のもつとも豊富な唐天宝六載の社會經濟事情を反映するものとして、均田制度の崩壊現象を現わすものと理解された。(三)ところが唐天宝六載戸籍の受田内容は、最近の研究にかかる北朝西魏時代の敦煌計帳の受田内容に共通性をもち、したがつて敦煌計帳戸籍の構造的特質を理解するためには、天宝六載という時点よりもむしろ敦煌の地域的特性ということがより重要な要素となるはずである。(四)つぎに文書内容の検討にうつると、西魏計帳において雜任役就任丁男には田租がいちじるしく軽減されている。これは長期的徭役が田作と両立しないために講じられた措置と思われる。一方、唐戸籍の衛士戸の口分田受田率が一体に悪いことも、その物納負担免除と照応するものではないかと考えられる。(五)唐敦煌戸籍を通じて丁戸の口分受田率

の概して悪いことと、唐敦煌差科簿において丁男の大半が雑任役に就任していることは決して無関係なことではない。(内均田民への受田は、随時随所に国家が規定田額を恵与するといった甘い政策によってなされるものではなく、人民の戸内労働力・資力を結集してたかいかいとるべきものであることは、貧富の差が均田制に付随することによって明白である。しかし人民の労働力を自家の受田獲得のためだけに振向け得る自由がどの程度にあったかが問題で、徭役等国家の直接的役使に人民の労働力が吸収される部分が相当多かった点が注目される。したがって応受田額の全面的な已受化は法精神における一つの理想としてとらえらるべきものである。(外)しかし律令の受田規定は少なくとも次の点においては守られているものとみられる。(A)布帛経済を確保するため桑麻永業田の受田を優先したこと。(B)老小寡等、国家の人身使役にたえられない弱者の生活を保護して丁身の活動力を共同体の繫縛・負担から切断するため、弱者の受田に尽力したことの二点である。(内)敦煌戸籍において雑任役（当然衛士も含まれる）をはじめとする丁男の受田がかえって欠少している傾向がみられるのは、丁男が自

家受田の造成よりも国家の人身役使に吸収される部分が多かったことを反映する。この意味において未受田額の多いことは労働力の余剰の標示とみることがもできる。(外)したがって敦煌戸籍の受田内容はただちに均田法の虚構性とみるべきではなく、その人身土地支配方式に固有の矛盾とすべきである。(内)土魯番・敦煌文書における受田の実体を通じてみるかぎり、均田制度には国家の直接的個別人身支配の精神が貫徹され、したがってこの制度は土地を媒介とする支配形体の初歩的な段階にすぎないと考えられる。以上一〇箇条である。

① 文書全文は山本達郎「敦煌計帳様文書残簡」(一七)『東洋学報』三七の二。参照。

② 桑麻永業優先は、桑麻の栽培・調絹布の製造にたいする國家の要求にもつづいたものであることはいうまでもない。均田法には二〇畝の永業田に桑五〇樹を植える義務を規定しているが、しかし唐長孺氏が『魏晉南北朝史論叢・統編』、二六頁に指摘しているように、二〇畝の土地に桑を一〇〇〇樹ぐらゐは植えられるという事実を考えると、二〇畝の桑麻田は実際の必要畝数をはるかに超える理想的な基準面積ということになる。露田の面積においても同様のことかあてはまろう。したがって二〇畝の桑田が全部桑・棗・榆で埋められたかどうかということも問題になるが、しかしこれは当時の生産力が正確に算定されてからでないか軽々しく論ぜられないことであり、いまは賦課と受田の法制上の対応関係を問題にしているのであるから、これに

は立入らない。

③ 拙稿「西魏計帳戸籍における課と税の意義」『東洋史研究』二〇の一・二号参照。

④ 不課戸の租額については拙稿「西魏時代の敦煌計帳戸籍に関する二・三の問題」『史林』四四の二参照。なお比較の便宜のため課戸・不課戸の租額(全額)を対照すると左のようになる。

課 等	課戸		不課戸	
	一丁	当	一戸	当
上	二石		三石七斗五升	
中	一石七斗五升		二石六斗二升五合	
下	一石		一石	

右は一丁と一戸の比較であり、課戸は普通一牀単位であるから、厳密な意味では当然課戸の租のほうが重いわけであるが、いまは単に課戸一丁と不課戸一戸とを対照しておく。

⑤ 拙稿「唐代吐魯番における均田制の意義」——大谷探検隊将来、欠田文書を中心として——『西域文化研究』第一、三三六・七頁参照。

⑥ 恭宗の勸農政策は別に専論する豫定。

⑦ 村面は村正で、則天文字を使用している。

⑧ 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」『中国法制史考証』二四六頁参照。

⑨ 註③参照。

⑩ 杜懷奉戸の記事には誤記または疑問の点がある。すなわち当戸の受田口は戸主杜懷奉四五歳、上柱國。亡兄男崇真三七歳、衛士武騎尉。亡兄男崇賓二三歳、白丁。亡兄妻裴三六歳、寡の四人で、勲田園宅を合計すれば三三頃九五畝となるはずであるが、合受田は三三頃二五畝と記載してある。しかし当戸は不課戸となっているから受田口のうち亡兄男崇真がもし白丁廢疾なれば、三三頃二五畝となって計算が合

うから、あるいは廢疾の記事が脱落したものかもしれない。その他玉井是博氏指摘(『支那社会経済史研究』二八五頁)のように、記事に一行の欠如がある。

⑪ 拙稿「唐律令における雜任役と所謂色役資課に関する一考察」『龍谷史壇』五〇号、参照。

⑫ 拙稿「唐代敦煌差科簿の研究」——大谷探検隊将来、敦煌吐魯番古文書を参考資料として。『西域文化研究』第三、四四八頁参照。

⑬ 唐敦煌戸籍においては隊副・上柱國・翊衛・衛士等官名・勲官・兵役に関するものは記載されているが余他の色役はみえない。前掲した衛士戸には衛士以外に白丁が三名あるが(郭支防戸に一、程思楚に一、杜懷奉に一)これが色役に就任していたかどうかは不明である。

⑭ 資課の制度は別の観点から考えねばならぬ。

⑮ 宮崎市定「唐代賦役制度新考」『東洋史研究』一四の四、参照。

⑯ 「西域文化研究」第二、第三所収、西嶋・西村論文参照。

⑰ 西嶋定生『中国经济史研究』第二部第四章第五節、七「選授と四至記載との関係について」——附、敦煌における均田制の施行状態。参照。

⑱ 註⑤論文、三四一頁以下参照。

⑲ 大曆四年手実には買田が応受額を超越する事例がある。これは特例であり、崩壞期の現象として別個にとりあげねばならない問題である。

⑳ 拙稿「漢代の勸農政策」『史林』四二の三、および「北齊河清三年令における墾田永業規定成立の意義」『東方学』第三三輯参照。

㉑ 西嶋定生「北齊河清三年田令について」『中国经济史研究』第二部第三章参照。

㉒ 註⑩、北齊論文参照。

㉓ 曾我部静雄「均田法とその税役制度」一四五頁参照。

㉔ 註⑫論文、四四四—四六頁、第二六表参照。

Origin of Sôson 惣村 and its Role

by

Keiichi Miura

Sôson 惣村 in the province of Izumi 和泉, in company with Negoro-shû 根来衆 and Saika-shû 雜賀衆 of Kishû 紀州, had rebelled against the Hosokawa 細川 clan of Shugo 守護, Miyoshi 三好 clan of Sengoku-daimyô 戦国大名, and also against the Oda 織田 and the Toyotomi 豊臣 clans nearly one hundred years around.

This article explains the historical development of Sôson for about one hundred years, as a researching material of the Sôson in the Kumatori 熊取 manor, Hine 日根 county and Nakamura 中村 in the Wakamatsu 若松 manor, Otori 大鳥 county of the Izumi 和泉 province, through the study of landholdings, circulation of goods, activity of usury, and constitution of ranks; considering on a viewpoint of the peasantry the historical achievement which mediaeval peasants had won and the problems they had to carry on their back as a remained task to overcome.

Reception and Imposition in the Chün-T'ien Law 均田法

—Short allowance of K'ou-fên-t'ien 口分田 in the
Tun-huang Chi-chang-hu-chi 敦煌計帳戶籍 and
the treatment of Ting-nan 丁男—

by

Genyu Nishimura

It has been already pointed out that the rate of receiving the K'ou-fên-t'ien 口分田 was low in the census registration of Tun-huang 敦煌 in the era when Chün-t'ien 均田 system was enforced; and according to our recent accounting of reception items in the census records, the receiving rates of K'o-hu 課戶 with Ting-nan 丁男 who were the main object of Pan-t'ien 班田 or Wei-shih-hu 衛士戶, have been proved to generally be low, which, at a glance, may be incomprehensible: But judging from the accompaniment of Chün-t'ien system with the distance between the poor and the rich from the beginning, the heavy imposition of military service in the frontier with many heavy labour works which

were observed in the Tun-huang Ch'a-k'o-pu 敦煌差科簿 and the existence of the prescription that the payment in kind all could be imposed as the labour work only in case of imposition of Yao-i 徭役 in need of the government, the then government of the people was thought to have nothing better than that of the person. Therefore, the violence of government control over the person might cause the incompatible conditions with the construction of K'ou-fên-t'ien; then it is the very superficial opinion that Pan-t'ien in the Chün-t'ien system should be considered as a mere fixed grant of land. Supposing that the rest labour powers accepting the government control over the person were almost allowed to transfer the given fields to private management, it was not until each house might construct the given fields. Being unable to consider the Chün-t'ien 均田 system as a false one, we should acknowledge it the very land system that brought sternness of the government control over the person.

Eine Wiedernachprüfung über die Nichterneuerung des
Rückversicherungsvertrages von 1890

von

Takehiko Okabe

Seit langem weist man sich sehr oft nach, wie entscheidend die Ablehnung der Verlängerung des deutsch-russischen Geheimvertrages im Juni 1890 den wichtigsten Anlaß zu dem Zerfall des sog. Bismarck-schen Systems gab, weil sie bald die Gründung des russisch-französischen Zweibundes als ihren Erfolg hergebracht hat. In Wirklichkeit ist doch diese Entente nicht sofort nach dem Ablauf jenes Rückversicherungsvertrages entstanden. Nach meiner Meinung können wir schon in der Aufzeichnung Berchems vom 25. März dieses Jahres, in der der Widerspruch gegen seiner Erneuerung von vielen Seiten her behauptet wird, den Keim erkennen, der die weitere Führung des von Bismarck geschickt konstruierten Staatensystems ungültig machen soll. In diesem System spielte der Vertrag eigentümlich die Verbindungsrolle der beiden wesentlichen Prinzipien, die Bismarck für die auswärtige Politik des Reiches eifrig verfolgte; die Isolierung Frankreichs im Westen sowie die Aufrechterhaltung des Berliner Abkommens als der Konferenzdiplomatie im Osten. Auf diese Weise konnte er in der europäischen